

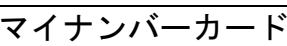
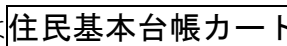


郵送による市外への転出届

記入例

届出日

〇〇年6月1日

| | | |
|--|---|--|
| 旧住所 幸手市 東4丁目6番8号 | 旧住所の世帯主氏名 幸手 一郎 | |
| 新住所 さいたま市浦和区高砂〇丁目〇番〇号 浦和マンション501号室 | 新住所の世帯主氏名 幸手 一郎 | |
| 転出日（引っ越しの日） 〇〇年6月15日 | 同封するもの <input checked="" type="checkbox"/> 返信用封筒（宛先に届出人の住所と氏名を記入し、切手を貼る） <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証、在留カードなど、住所が記載されたもの）の写し →〒340-0192 幸手市東4丁目6番8号 幸手市役所 市民課 へ郵送 | |
| 転出する人の氏名 幸手 一郎 | 生年月日 大・  平・令 63年1月23日 | 旧住所の世帯主との続柄 世帯主 |
| 転出する人の氏名 幸手 花子 | 生年月日 大・昭  ・令 2年5月6日 | 旧住所の世帯主との続柄 妻 |
| 転出する人の氏名 幸手 桜 | 生年月日 大・昭 平・  3年8月10日 | 旧住所の世帯主との続柄 子 |
| 転出する人の氏名 幸手 光 | 生年月日 大・昭 平・  5年11月12日 | 旧住所の世帯主との続柄 子 |
| 届出人氏名 幸手 一郎 | 電話番号 090 (0000) 0000 | 自宅 勤務先  |

- ・手続きは、転出日の14日前からできます。
- ・現在、幸手市に住民登録があり、他市区町村への転出を予定している、またはすでに転出した本人のみが届出できます。代理人による届出はできません。
- ・転出証明書の郵送先は、転出日前であれば幸手市の現住所、転出日後であれば転出先住所に限ります。
- ・またはをお持ちの方は、カードおよび市から郵送する転出証明書をお持ちの上、転入届を出してください。
- ・およびをお持ちでない方は、市から郵送する転出証明書をお持ちの上、転入届を出してください。
- ・転出先に住み始めてから14日以内に転入届を出さなかった場合、マイナンバーカードが失効しますのでご注意ください。
- ・海外へ転出する場合は、転出証明書は発行されません。